

個人情報が記載された請求書等の誤交付について

このたび、当センターにおいて、個人情報が記載された請求書兼領収書及び診療明細書（以下「請求書等」という。）を誤って他の患者さんに返却してしまうという事案が発生しました。

このような事態を招きましたことをお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者Bの氏名・住所・患者番号・請求金額

患者Cの氏名・住所・患者番号・請求金額・投薬内容、検査内容、保険種別

2 経緯

令和7年6月11日（水）

- ・病棟看護師Aが請求書等を患者別に仕分けする際、誤って別の患者の請求書等を混入させた。

- ・病棟看護師Bが患者Aに令和7年5月分請求書等を交付する際、氏名等を十分に確認しないまま交付した。

令和7年6月27日（金）

- ・患者Aが退院した。

令和7年6月28日（土）

- ・患者Aから、6月11日に受け取った請求書等の中に、患者B及びCの請求書等が混入していると入電があり、誤交付が発覚した。

- ・病棟看護師長が患者Aに架電し、経緯を説明した上で謝罪した。

- ・患者Aの自宅に病棟看護主任が訪問し、誤交付した請求書等を回収した。

- ・患者B及びCに対し、病棟看護師長及び主任が経緯を説明・謝罪し、請求書等を交付した。

3 誤って手渡した原因

- ・看護師が、請求書等の仕分け・交付の際の氏名確認が不十分であった。

4 再発防止策

- ・個人情報漏えいが発生した部署も含めて、センター内で書類の交付や返却時には、すべての書類の患者氏名の漢字及びふりがなを確認するよう改めて注意喚起を行った。